

## 資料 6

「経済安全保障法制に関する有識者会議」  
推進法改正に関する検討会合（第1回）  
議事要旨

1 日時

令和7年11月27日（木）14時30分から17時00分までの間

2 場所

オンライン開催

3 出席者

(委員)

青木 節子 千葉工業大学 審議役・特別教授【座長】  
阿部 克則 学習院大学法学部 教授  
大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科 教授  
北村 滋 北村エコノミックセキュリティ 代表  
小柴 満信 経済同友会 地経学委員会 委員長  
長澤 健一 高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授  
島山 一成 日本商工会議所 常務理事  
羽藤 秀雄 住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長  
原 一郎 日本経済団体連合会 常務理事  
三村優美子 青山学院大学 名誉教授  
渡井理佳子 慶應義塾大学大学院法務研究科 教授

(政府側)

泉 恒有 内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）  
殿木 文明 内閣審議官  
米山 栄一 内閣審議官  
小多 章裕 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官  
（総括・企画担当）  
三宅保次郎 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官  
（特定重要物資担当）  
大川 龍郎 内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官  
（特定重要技術担当）  
津田 尊弘 内閣参事官

#### 4 議事概要

##### (1) 事務局説明

事務局より、資料1の内容について説明。

##### (2) 自由討議

<委員からのコメント>

- 総合的なシンクタンクにおける調査研究は、国の安全保障の中核を担う組織として、「予見的（foresight）」「戦略（strategic）」「予防的（preventive）」「拡張的（augmentative）」「防衛的（protective）」な政策決定のプロセスを体現する組織となるべきであり、そのためには単純な調査の帰結としての政策形成ではなく、より多元的な分析調査と政策立案のシミュレーションを伴うものでなくてはならないと考える。別の表現をするならば、単独の調査ではなく、複数の分析のシステムを統合するようなシステム・オブ・システムズのアプローチを探るべきだと思われる。具体的な政策立案のテーマとしては、例えば、エネルギー安全保障、気候変動とサステナビリティ、サイバーセキュリティ、国土強靭化と安全保障、サプライチェーン・レジリエンス、宇宙における国家間競争などなどになろう。そのそれぞれにまず複数のシナリオベースの検討がなされ、その一つ一つに公表されているデータを用いたパラメトリックな分析モデルの構築と調査が行われ、それに基づく多層的な政策のオルタナティブを設定し、それを政策当事者がインタラクティブな机上シミュレーションを行う。そしてこの政策形成のプロセスサイクルを何度も繰り返すことで、シンクタンクにおける具体的な政策立案に結びつけていく必要があろう。上記のシンクタンクだけでは、より広範囲な政府外部の意見を集約できないだろう。それを補うためにも、シンクタンクをハブとし多くの外部ステークホルダーをスポークで巻き込んだ国家戦略の官民協議会を構築することが必須だと考える。このステークホルダーには、産業界、霞が関、大学等の研究機関、民間企業の調査部門、コンサルティング企業などが考えられる。この機関のそれぞれが内部の情報を持ち寄り、シナリオベースの政策提言をシンクタンクに提供する構造を作っていくことが必要だと考える。
- 経済安全保障をめぐる政策形成においては、技術分野に特化した既存組織に加え、より幅広い視点から知的資源を統合できる総合的シンクタンクの確立が望まれる。この役割としては、基礎研究から応用・デュアルユース領域に至る一連の知識を横断的に束ね、戦略的示唆を政策側に提供する役割も重要である。技術分野については、JST CRDS やNEDO TSC、重要技術戦略研究所など様々な主体があるが、それぞれ技術中心の観点であるため、この総合的シンクタンクが経済安全保障の視点から成果を結集・統合し、自律性・不可欠性の双方の観点から政策提言につなげる役割を担えるのではないか。その際国際競争力を有する研究シンクタンクとして機能させるためには、その人材の給与

水準・処遇の国際的整合性が不可欠である。米欧と比較した際の賃金格差や円安局面は、海外及び外国人研究者のリクルートに大きな制約となっており、現状では優秀な研究人材の確保が困難な状況を踏まえ、少なくとも独法として可能な限り主要国と比較して遜色ない処遇体系を検討し、その裏付けとなるエビデンスに基づいた制度設計を進める必要がある。

- 官民協議会は、官民が一体となり、リスクに関する機微情報も共有し意見交換等を行うために設置するものとされ、シンクタンクとの連携が示唆されており、官民協議会について、政府保有の脅威認識や、サプライチェーンなどに関する機微な情報を、公務員同等の守秘義務を課し、一定の情報保全の下で共有する枠組は、セキュリティ・クリアランス制度を補完するものとして有効である。またシンクタンクも含めた情報を集約し機微な情報を扱うのであれば、研究開発推進における役割も重要となる。米国では、基礎研究から派生した実用的成果がデュアルユース領域に至る段階で、研究プロジェクトの一部がクラシファイドに移行する運用が一般的で、K Programでも協議会を設けているものの、本格的にシンクタンクの情報を基に研究開発を行うなどの運用を行うのであれば、これら協議会はお互いに連携する、若しくは一体のものとして、機微情報を共有し運用するなどが望ましいのではないか。
- 総合的な調査研究について、各府省もインハウス分析を行うという中において、今回RIETIが提案されているが、仮にRIETIであったとして、経済産業省のインハウスの分析だけではなくて各府省が行うインハウスの分析に対して、必要に応じてアドバイスする、伴走してあげる、そうした府省横断的な、まさに総合的なシンクタンクとしての機能を果たしてもらうことが望ましい。またサプライチェーンやインフラ等の異なる領域が分析対象として考えられると思うが、それぞれの領域で壁を設けずに、例えばプログラムマネージャー等を置き、相互の領域の相乗効果を発揮するような運営が望ましく、またこうしたプログラムマネージャーに例えれば若手の人をつけるなどして、人材育成についても十分配慮した研究機関であってほしい。
- 官民協議会について、フィンランドの例があったが、日本は独禁法についてはとりわけ三条委員会で運営されているという違いを念頭に置き、独占禁止法の運用と経済安保との両立をどう図るのかということをしっかりと考える必要がある。社内や委託の弁護士が、独禁法のエンフォースメントを過度に懸念する結果、官民協議会に参加しないという企業が出てくるのではないかということを懸念している。そういう意味では、経済安全保障と独禁法の両立ではなくて、経済安全保障が、独禁法を包摂する形、つまり極端には経済安全保障に基づく今回の取組が独禁法の適用除外に該当するぐらいの位置付けであるべきなのかなと思う。そうでないと、例えば機微情報の中で、間接的に生

産数量に関わる情報、あるいは費用が推測されるような技術情報という交換は容易にできなくなってしまう。そうすると完全に独禁法上リスクゼロの情報交換となると、実は大した情報交換にもならないということになって、官民協議会の本来の趣旨に適合しなくなるのではないかということを懸念している。

- シンクタンクが経産省所管の独法になるとき、全省庁横断的な形のシンクタンクを行うという場合において、そういう独立行政法人が横串を刺せるような形の規定ぶりは可能か。そういうものが是非必要だと思うが、技術的にそういうことが可能かどうかということを聞きたい。趣旨としては、府省の所管下にある独立行政法人において、横串規定的なものを設けられるのかという、若干技術的な質問。内閣官房の所管下に置くべきだという話もあったが、技術的にそういうことが可能かということを聞きたかった。例えば経産大臣の横串の規定が多分あると思うが、そういうものを援用するのか、技術的な回答を頂ければと思う。
- 横串を刺すこととも共通するが、シンクタンクについては、資料1の3ページにあるように、CSTIを中心に設立準備を行ってきてているシンクタンクがまずあって、その上で今回検討している外交、情報、防衛、経済、技術の専門知識を集結して対応するシンクタンクがある。少なくとも二つのシンクタンクができると想定している。その理解が間違っていなければ、まさに総合的に調査研究を行うシンクタンクはやはり将来的に一本化をしたほうが望ましい。その下で省庁横断的に横串を刺す形で、シンクタンク機能を発揮していくことが求められる。二つのシンクタンクを将来的には一本化していく絵姿を世の中にも示していくことが必要ではないかと思う。特に企業との関係では、シンクタンクが二つ並行して走っていくと、限られている人材が更に二分されていくことになると懸念する。今すぐということではないが、将来的には一本化の方向に進んでいくということを、是非明示をしていただきたい。
- 官民協議会について、まさに官民連携して経済安全保障を向上させていくということで、趣旨については全く賛同するものである。また機密にわたる情報が共有されることで、国家公務員並みの守秘義務が求められることは理解する。その上で、参加する民間側からすると、参加すれば国家公務員並みの守秘義務を負うということを知った上で、自主的な判断の下に参加するか否かを決定できるような環境を確保する必要がある。守秘義務が伴うということを丁寧に共有していただきたい。
- 産業界の技術の現場にいた経験から申し上げると、現在、最先端の技術がかなり他国に流出、漏えいしてしまっている状況でも、日本産業が生き残っている理由は、やはりものづくりの、いわゆる高品質、高信頼、高精度、低遅延、高耐久というまさにいわゆ

る安保に直結するようなスキルだと思う。シンクタンクがRIETIの中で行われることになるわけだが、そのメンバーはほとんどやはりアカデミアの方か官僚の方で、何らかの形で早い時点で、産業界から、本当に作れるのか、作るとしたらどれぐらいのコストがかかるか、歩留まりがどれぐらいになりそうか、というような話を聞き、取り込んでいただきたいと感じる。そのためには官民協議会が非常に大事になるが、第1ステップはシンクタンクで全てを考えて、それが第2ステップで官民協議会にかかる、そこで、製造できないという話になると、非常に大きな遅延を生じてしまうので、是非官民協議会の頻度を高くしていただきたい。

- それからもう一つは、公務員の守秘義務は文言上非常に厳しいということ。永遠の守秘義務があり、口頭での情報も守秘義務の対象になっていると思われるが、先ほどお話を出ていたような、政府が保有するような機微な情報については当然そういう扱いをしなければいけないと思う。一方、誰かが会議中にたまたましゃべってしまったわゆる一般営業秘密と言われるようなものについて、厳罰を科すというのは産業界から参加を大きく阻害すると思う。その辺りをうまく区別をして、シンクタンク内で内規を作つて柔軟に対応できる状況にしていただきたいと思う。第2ステップで、本当に安保目的の品質が保てないということになる時というのは、技術開発そのものが振り出しに戻ってしまうので、その点だけもう一度強調させていただく。
- 総合的なシンクタンクを設置して、かつ官民協議会というのは全面的に賛成。私も意見としてずっと聞いてきたことであるので、ここまで来て具体化てきており、RIETIを作るというのも非常にいいことだと思った。本当にうれしく思う。その中で、セキュリティ・クリアランスの義務みたいなものをやはりもうちょっと入れていただいた方がいいのかなというのと、懸案になっている営業秘密、CUIに関して、やはり内閣府としては議論を続けるべきと思う。シンクタンクの非常に重要なところは、海外との機微情報の交換というところ。そのため海外から本当にその情報が保てるという信頼を得るということが重要なので、当然セキュリティ・クリアランス、ファシリティ・クリアランス、様々なことが必要。
- 是非お願いしたいことは、研究セキュリティの時にもいろいろ協力したが、文書管理について、やはり基本的にはペーパーレスというのが基本だと思うが、やはり一番ここがアカデミアと官の苦手なところ。そのためこのRIETIのシンクタンクを作るときに、これこそが情報管理のお手本だという形では非作っていただければいいかなと思う。
- 産業界の立場からお願いを申し上げたい。まず、総合的な調査研究を行う組織に関しては、これまででも、CSTIでのシンクタンク中心にということで議論が行われてきたわけ

ではあるが、本日の御説明にもあるように、技術のみならず、RIETIをベースにして進めていくということには賛成したい。ただし、その際、CSTIでのシンクタンクとRIETIでのシンクタンク、アカデミアの皆さんのが中心になってということになるとは考えるものの、産業界の立場からは、相応の協力をさせていただくとともに、可能な限り一本化、それぞれ連携を深めた上で的一本化、という方向性で進めていただきたい。

- そして、人材に関しては、マネジメント人材とともに、専門的で重点的なテーマにおいて相応の知見を有している人材ということがあるのではないかと考える。特に、マネジメント人材については、個別専門の識見をどのように構造化していくのか、どのように関連課題の連携を図るのか、といった視点もあるであろうし、グローバルな同盟国との関係でのインターフェースを深めていただく、という視点もあるのではないかと考える。重責を担っていく立場になるのではないかと考える。このように、人材のレイヤーをしっかりと認識しながら、焦点を当てながら、どのように充実していくのか、ということが大事ではないかと考える。その際、やはり、処遇についての御配慮はお願いしたい。官民協議会との関係でも同様の課題と考えるけれども、一定の年限であるにせよ、転籍であるにせよ、産業界の立場から相応に協力をさせていくということになると、やはり、処遇についての御配慮を是非お願いしたい。
- 官民協議会について、総合的なシンクタンクとの関係性も課題になると考える。本日の御説明の中でも、シンクタンクの調査結果などを活用しながら官民協議会を運営するということであったが、ともすると、短冊のような分科会活動といった中で議論がどまってしまうことにはならないよう運営を工夫していただきたい。もちろん、分科会活動のような議論が深まること自体も大事だと思うが、やはり、トータルで総合的な調査研究として官民協議会の議論が深まっていく、そのような位置付けであることを期待している。
- 経済安全保障関係の制度の実効性を保つためには、官民協議会は非常に重要。官民協議会の運営に当たっては、中小・ベンチャー含め、参加が期待されるような企業等の関係者に対してしっかりとリーチして、できるだけ実効性のある形で関わってもらうことが重要。そのためには、参加企業側の負担やメリットについても勘案することが必要。また、運用開始後も官民協議会の内側の参加者のみならず、外側においても引き続き、企業の声を聞きながら、適切に反映していただきたい。
- シンクタンクを今回 RIETI 内に設置するという御提案だが、資料 1 の 5 ページ目にあるが、各府省の所管する幅広い政策要請に応えるということからすると、ある程度 RIETI 内で、独立した組織体制やガバナンスを備えるのがよいのではないかと考える。

各府省庁から出向者を受け入れて、国家安全保障局（NSS）との関係を密にして、是非オールジャパンで活動していただくということを期待。他のシンクタンクとの一体化という話も含め、将来的には NSS の所管とすることも考えられるのではないか。

- 総合的なシンクタンク構想はすばらしいと思う。目標とする姿や最終的な着地点というはある意味、見えているところがあるが、基本的には出発点をどこに置くのか、それを着実にどのようにつないでいくかというところが恐らく大変重要。基本的には RIETI を一つの出発点として、それを再編あるいは新しい組織へと作り変える形の中で、一つ基盤を作っていく。そしてその過程で、各省庁の研究所・研究機関の関係者がいろいろなプロジェクトベースで加わっていくという形で進めていくことが大変重要なかなという感じがする。つまり、ここで RIETI をまず一つのコアとして、一つの出発点として位置づけ、それを再編していく。その過程を通して、どういったような報酬体系がいいか、組織体制がいいか、人事体制がいいか、あるいはどういった分野の人材を集めるかということを検討していけばよい。まずそこで形を見せていただくと、全体としての流れが生まれてくるのではないかと思う。
- 今までの議論で、法技術的にもオールジャパンというところでも RIETI 内にシンクタンクを創設するということが非常に有益であるということが分かった。設置することに賛成。論点②③に関わって、これから様々な課題が出てくるということで、どのような点を研究していくかということ、短期的な研究課題は分かりやすいが、より長い戦略ということも考える必要があるので、日本版の認知戦を戦うことができるような政治・経済・歴史・文明史等の研究者の人にも入っていただく必要がある。そういうときに、常勤の方ではなく、その時々の課題で、非常勤の形で外から入ってくる方が多くなると思うので、守秘義務の程度というものの分け方を、法改正も含めてきちんと作っていくことが必要だろう。そしていい人材を集めるというときに、金銭報酬も大事だが、守秘義務のことなどについて常に扱ってくださる事務方がたくさんいて、そういう事務的な負担がないということ、これは研究者にとっては、一番ありがたいこともある。海外との研究所とのやり取り、例えばランド研などのやり取りでは、非常に守秘義務関係の手続きが厳格であるが、同研究所に書類の整備を助ける人が多く、研究者の負担は小さい。シンクタンクでは、そういう方をたくさん集めていただくことが必要だと思う。そしてまた有能な人材を集める時には、やりがいとして、そのシンクタンクにいることが勲章になるということが大事。例えばインド太平洋フォーラムのような会議を毎年クローズとオープンで大々的に開いて、ダボス会議のようなものにしていく、というようなことをすると、海外からも集まってくる。海外との研究所とのやり取りということに関しては、有能な研究者を集めると、その方たちが連携すべき機関の人材を持ってるので、そちらを活用していくことができると思う。

<事務局からの回答>

- 各省庁のインハウス調査との連携について、まさしく現在関係省庁と議論を継続的 にしている。関係省庁だけでやること、シンクタンクだけでやること、あるいは伴走と いう御指摘を頂いたが、しっかり連携することも考えている。官民協議会と独禁法との 関係、あるいはより一般に情報共有と独禁法との関係は非常に重要な論点。競争当局と もしっかりと連携し、実のある意見交換となるように考えてまいりたい。全省庁横断的な ことを行えるような規定ぶりについては、事務局としても御指摘を踏まえてしっかり 検討して進めていきたい。
- CSTIが作る重要技術戦略研究所との関係について、御指摘のとおり 2 つのシンクタ ンクができるということになる。CSTI事務局とは頻繁に連絡を取っており、中長期的に は一体となって、政府全体のシンクタンク機能を強化するという方向をしっかり実現 していきたいと考えている。
- 官民協議会での情報の扱いについては、一口に機微情報や守秘義務といった場合に、 具体的にどのような情報が取り扱われるのかに基づき区別が必要。例えばセキュリテ ィ・クリアランス法に基づく重要経済安保情報もあり得る、あるいは国家公務員法上の 守秘義務が課せられるような情報もある。そういう区別については、今後制度設計を 詳細化する過程において内規という形でルール化をしっかりしていき、かつ、産業界の 方々に対して分かりやすくお伝えをしていくということを政府としても行っていきたい。 この制度を設けようという趣旨は、できるだけ民間の方々から御意見を頂き、また 政府からも政策の意図や持っている情報を円滑に伝えることにあるので、そういうことを しっかりできるような制度設計というのを考えてまいりたい。
- 横串を刺せるようにする規定について、独法全体の所管の大臣とは別に、業務に関し て、別の大臣が所管をするということは、法技術的には可能。事務局の配付資料に各府 省が所管する幅広い政策要請に応えるためと書かせていただいたが、何らかの形で法 律案の建付け上工夫をし、これが実現できるように検討してまいりたい。
- 産業界との関係や人材を迎えるに当たっての処遇については、しっかり考えて いかなければいけない課題だと思っている。特に総合的なシンクタンクについては、ア カデミアの方々からの知見のみならず、産業界の方々、それから民間のシンクタンクの 方々、またそれから政府の方針をしっかり調査研究に生かすという考え方から、政府職 員もしっかりと入り込んで、オールジャパンでの体制を整える必要があると考えている。 また、皆様から官民協議会をできるだけ実効性のあるものにすべきと御意見いただい

ているので、企業側の負担はどのようになるのか、メリットは何なのか、ルールをどのように作れば、経済安全保障の更なる確保につながるか、という観点から、しっかり検討してまいりたい。

- シンクタンクに関して、RIETIという存在が合理的であると思っているが、府省の所管を越えた形で、横断的に可能となるような法律上の規定の仕方が可能となるように、法律上の工夫をしたいということで、事務的にも検討をしているところ。まさに委員の先生から今御指摘いただいたので、それに応えられるような検討を進めていきたい。
- 官民協議会に参加するに当たって、参加する民間側として、例えば守秘義務の扱いについて分かった上で、納得した上で守秘義務が扱えるような形で、運用の仕方、若しくは規律を内部規程化すべきではないのかと、そのような丁寧なやり方が必要ではないかという御指摘があった。御指摘も踏まえ、具体化をこれから進めていきたい。
- シンクタンクの話と、第2ステップとして協議会があるのではないか、協議会の開催の頻度を高くして、いわば平行するような形で運用したらどうかというような趣旨の御発言があった。シンクタンクと協議会とはそれぞれ別の話であり、並行する形で動かす予定。協議会では、様々な分野別に作れるという形を探りたいと思う。同時に、縦割りで短冊型の協議会だけを動かすことではなくて、むしろ、短冊型の協議会で得られた知見を総合化していくということも必要と御発言があったので、両方が可能となるようにシンクタンクでも活用していく枠組を実現できるようにしたい。
- 協議会に参加するに当たって、例えば公務員並みに求める守秘義務の対象と、セキュリティ・クリアランスが必要となる重要経済安保情報レベルのものというのは、峻別するべきだと認識。それぞれに対して必要となる仕掛けを、セキュリティ・クリアランスの方については既に法律ができているが、ここは別のものとして、きちんと分かるような形で扱っていく必要があるだろうと思っている。
- RIETIを出発点として、着地点がどこに向かうのかということについて見せ方を工夫していくことが重要であるという御意見を頂いた。これは、官民の皆さんに御協力いただける一つの必須条件と考えているので、努力を続けてまいりたい。また、幅広い分野について、政治・経済・歴史・文明史等についての専門家も参画いただくべきという御意見も頂いた。そういうことも含めて、働き方については、常勤・非常勤含めて、勤務体系について柔軟性を持たせるよう考えている。その際にやはり事務職員を確保することと、ビジビリティを高めるということ、人をしっかり集めるということも重要であり、単純にただペーパーを作るだけではなく、人が集まる場を作ることも、このシン

クタンクでできないかということも検討してまいりたい。

(3) 事務局説明

事務局より、資料2の内容について説明。

(4) 自由討議

<委員からのコメント>

- サプライチェーン強靭化支援の対象に、重要な物資の供給に必要な「役務」を含めるることは妥当と考える。役務には物資の敷設のほか、物資の維持、修理などを含めるのではないか。支障が生じるおそれがある場合の措置としては、計画認定を受けていない事業者も含めて関係者を広く対象として措置することを検討した方がよい。
- 重要な海外事業の展開に関して、9月にG20の会議で南アフリカに出張した際に、米国は不参加であった一方で、中国からは大臣が参加し、アフリカとの連携についてかなり熱心である印象を受けた。今後のアフリカ諸国の動向については情報収集を継続することが重要かと思う。
- 特定重要物資に関連した役務を追加することに賛成。海底ケーブルの戦略的重要性を考えるとき、他国においては国による支援がある中で、我が国の企業が劣勢に立たされていることを認識する必要。
- 支障が生じるおそれへの対応についても賛成。今まででは設置法を根拠に、行政指導等で企業とコミュニケーションを行ってきたのだと思うが、設置法に基づく対応に対して指弾を受ける事例もあった。このため、安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合、情報共有、指導などについて、推進法上に根拠を置くことは極めて重要であり是非実現してほしい。安定供給確保に支障が生じるおそれは、事業者自身による廃業や移転によるとは限らず、不可欠技術を狙う買収者や、原材料サプライヤーの廃業など、多岐にわたり得る。また、事業者自身よりも、金融機関の方が状況をよく把握できている場合もある。このため、状況に応じてなるべく広く関係者に情報提供や協力を求められることが望ましい。なお、国際的な価格競争にさらされる中、国内のサプライチェーン強靭化の観点からは、供給側の努力のみならず、受け手である需要側にも目配りしていくべき。
- 重要物資の供給に不可欠な役務についてリスクがある場合に必要な支援措置を執ることは非常に重要。役務としては、海底ケーブルの敷設には、保守の概念も含まれると考えるほか、破損した場合の修理についても十分な手当てを行う必要。また、役務の範

囲については、海底ケーブルだけでなく、他の重要物資との関係でも考えていく必要がある。

- 海外事業展開については、戦略的自律性の観点のみならず、戦略的優位性・不可欠性の観点からも、検討する必要がある。
- 支障が生じるおそれの論点については、主務大臣が、事業者又は関係者から状況を把握する必要がある場合、それをどのように法律上措置するのか検討が必要。具体的には、現行法第48条に基づく事業者からの報告徴収規定が努力義務であることも踏まえて、事業者以外の関係者から情報を入手する場合の措置はバランスを考えて規定の軽重を検討いただきたい。
- 海外事業展開については画期的だと思う。国が海外の事業を支援することは経済安全保障上のリスク低減にもプラスであり、是非この方向で検討いただきたい。また、海外事業展開に当たっては、ジョイントベンチャーなど様々な実施主体が想定されるため、主体要件はできるだけ広めに取り、様々な主体が日本の経済安全保障に貢献できるものになるようにしていただきたい。また、民間投資の呼び水にとどまらず、海外事業に発生し得るカントリーリスクの低減にも対応できる事業とすべき。
- 役務や海外事業展開の方向性について賛成。ただし、海底ケーブルの敷設は、緊急性もあり、非常に分かりやすい説明になっていると思うが、一般論として、「供給に不可欠な役務」を含む物資の安定供給は非常に定義が広く、包括的な仕組みを構築することは非常に難しいのではないか。特に複数の省庁にまたがる場合は、内閣府やNSSが主導し、省庁間で連携してリスクを把握した上で、プロジェクト形式として緊急度の高いテーマから進める方がスムーズではないか。
- 制度の見直しの方向性について、役務、海外事業展開のいずれについても、結論として異論はない。他方、役務については、喫緊の課題である海底ケーブルにスポットが当たり、その議論が単独で先行し、そこから一般論が導かれるといったように議論が展開されているように聞こえてしまう。物資に紐付けた役務として狭く捉えるのではなく、役務の安定提供確保について、大きな視点に立って必要性を検討していくべき。
- 役務については、本措置自体の緊要性は理解しつつも、経済安全保障上の措置として説明する際には、関係する業法等の整理も含めて分かりやすく説明する必要。

- また、支障が生じるおそれについては、対象となる事業者には影響が大きいものと考えられるため、潜在的に関係する主体も含めて、関係者の意見を十分に聴取した上で具体的な制度設計をすべき。
- 海外事業展開について方向性は妥当だが、全体像を分かりやすく整理・説明していくべき。
- 支障が生じるおそれについては、このような措置は必要だと思うので賛同する。
- 海外事業展開についても賛同する。なお、制度改正に際しては、当然のことながら、国際約束に留意すべきである。海外事業展開に関して、例えば、海外政府の支援打ち切りで事業継続が困難となったものも支援対象となり得るのか。
- 重要な物資の供給に不可欠な役務については、他の委員と同じく、重要物資に着目した対応なのか、役務に着目した対応なのか整理が必要。
- 支障が生じるおそれについては、中小企業分野にも関連したサプライチェーンの分断のおそれに対してどのように情報収集し、支援していくかが重要であり、様々な手法が考えられるが、まずはソフトなやり方があってもよいのではないかと思う。中小企業政策とも円滑に連携しながら対応していただきたい。
- 海外事業展開について、経済安全保障政策が、もう一段階上の次元に入ってきたようを感じる。様々な状況が想定され、現時点で対象を絞り込むことは困難であるため、推進法で目指す「経済施策を通じた安全保障の確保」につながるものは広く対象にすべき。その上で、新しい地政学的リスク・国際事業展開リスクの認識・判断について、国と民間企業間での緻密な連携が重要。
- 経済安全保障推進法に関しては、抽象的に課題や対応を考えることは難しく、実際に生じた懸念を踏まえて、それを基に対応を具体化していくという整理がなされてきていると認識。ロケットの打上げ回数を増やすためには 射場が不足している。射場を増やしていくかなければならない時期にある。その際に、船舶からの打上げを行うことや、海外の射場や排他的経済水域内の構築物を射場として活用することが想定されるものの、様々な問題が関わっており、必ずしも十分な整理はできない。
- 海外事業展開についても、国内と海外の線引きや、特にサイバー領域で完結するようなものをどう考えるのかということについても、法的、技術的な検討をしていくことが

必要ではないか。

<事務局からの回答>

- 多くの委員から制度見直しの基本的な方向性に賛同を頂き感謝。
- 役務に関して、海底ケーブル敷設の他に、船舶の修理や、人工衛星の軌道投入のためのロケットの打上げも含み得ると考えている。他の物資に関しても、不断に行っている重要な物資のサプライチェーン・リスク点検において、物資の供給に必要な役務も含めて供給の観点から広めに検討することをしっかりと行っていきたい。例示した海底ケーブルの安定供給のための敷設役務は喫緊の課題であり、委員から御指摘があったとおり、内閣府が主導し、関係省庁と緊密に連携し正にプロジェクト型で検討を進めている。役務について大きな視点に立って必要性を検討すべき、分かりやすく説明すべきという御指摘に対しては、その役務が業所管省庁による規制でどのように措置されているのか、そうした規制を遵守していただくのは当然のこととして、その枠内で、物資の安定供給の観点からどう支援するのかという観点からしっかりと対応してまいりたい。
- 支障が生じるおそれに関しては、物資の安定供給を確保するために様々な形での協力の求め方があると考えており、頂いた御意見も踏まえて、制度設計を進めていきたい。また、なるべく広い関係者から情報収集をできた方が望ましい一方で、その関係者の対応の負担につながり得るものであり、御指摘のとおり、情報を提供する側に対する規定の軽重については重要な論点として推進法全体のバランスを見ながら検討したい。広い関係者から話を聞き、分かりやすく周知すべきとの御指摘に対しては、関係省庁や関係業界団体とも相談し、特に制度成立後には周知にもしっかりと取り組んでいきたい。また、御指摘のあったとおり、中小企業分野の政策における他の取組も踏まえるべきであるし、独自の技術を有する中小企業のサプライチェーン強化にも今回の制度は使えるのではないかと考えている。
- 海外事業展開について、自律性だけでなく、優位性・不可欠性の観点からも検討すべきとの御指摘はそのとおりであると考えており、我が国の優位性・不可欠性の強化にもつながるように検討を進めたい。主体要件を広く取るべきという御指摘についても、想定される事業をなるべく広く取った上で、事業者の創意工夫で、経済安全保障の確保につながる多様な事業の支援制度として使っていただけるよう制度設計していきたい。また、国際的な取組に対する新たな支援事業となることから、国際約束等に精通している外務省等の関係省庁・機関とも相談をしながら制度設計してまいりたい。具体的な対象事業についての詳細は検討中であり、個別具体的な案件に対して適用対象となるかどうかは回答が難しいが、現時点では、経済安全保障上重要な事業であるものの、リス

クが高い事業に対して、民間からの投資の呼び水となる最低限度の支援を行うことを基本として考えている。カントリーリスクの高い案件をどう支援するかという点については、まずは株式会社日本貿易保険（NEXI）がポリティカルリスクをカバーしているほか、こうしたリスクが特に高い鉱物資源関連では独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）が出融資のツールを持っており、加えて二国間の投資協定も投資家を保護しており投資家対国家仲裁の紛争解決制度などを備えている。こうした既存制度も踏まえた上で、経済安全保障推進法においてどのような対応が必要かを検討したい。御指摘の、サイバー領域をどのように捉えるのかという点も考慮しながら検討を進めたい。

- 各委員から頂いた御指摘を踏まえて、法制度の具体化を進めたい。特に、経済安全保障推進法は、物資の安定的な供給に着目した章、基幹インフラ役務の安定的な提供に着目した章に分かれているが、経済安全保障を考える上で、物資・役務の二元論の視点でよいのかという点も踏まえて、新たに検討している海外事業展開については経済安全保障上重要な事業に着目した支援を行うことができないか検討している。

#### (5) 事務局説明

事務局より、資料3の内容について説明。

#### (6) 自由討議

<委員からのコメント>

- このような議論は必要であり、ファンディングファシリティを広げる意味はあると思うが、ファンディングファシリティを広げると、内容が薄まってしまうおそれがある。特に今回高市政権の中で17の戦略分野が設定され、経済安全保障の観点も評価しつつ科学技術イノベーションを促進していくべきところ、方向性が反対であると思う。ファンディングエージェンシーを多様化させていく考え方には賛同するが、限られた国の資源が広がってしまい、経済安全保障の基本的なスマートヤード・ハイフェンスの考え方がずれてしまうことを懸念している。
- 今回の論点とは違うが、今回の17の戦略分野を見ると技術視点のシーズに焦点が当たっているように思われる。例えばAI・半導体が1つの分野で量子は別の分野となっているが、AIも量子もコンピューティングの話であり、そこに対応できていないと感じる。ファンディングエージェンシーの問題ではなく、協議会が細分化されているかの問題であるが、3年前と同じような形で議論が進んでいると感じる。
- 特定重要技術の開発推進に関する論点について、これまでK Programの進捗状況を

ログラム会議などで確認してきた立場からコメントしたい。指定基金協議会の活用は、経済安全保障政策をとりまとめる内閣府が関係省庁と連携して伴走支援を行うことで、より効果的に研究開発を進めることができるメリットがある。このため、今後更に多くの関係省庁や研究機関が、指定基金協議会のスキームを使って、特定重要技術の研究開発を進めることができることが期待される。現行法では指定基金として指定できるのは5法人に設置された基金に限定されているが、様々な技術領域で研究開発支援に強みを持つ法人は他にもあることから、様々な研究開発独立行政法人やその他形態の法人に設置された基金も指定基金として指定できるようにすべきである。また、主務大臣が指定基金協議会を実施する観点から、対象法人は、主務大臣が明確な法人に限定するのが適切ではないかと考える。加えて「基金の属性」については、現行法で指定可能な基金は、基金全体が「特定重要技術の研究開発等を目的とするもの」に限定されているが、今後は、基金全体の目的が「特定重要技術の研究開発等」となっていない場合でも、その基金の一部で特定重要技術の研究開発等が実施される場合は、指定基金協議会の枠組を活用できるように、制度改正を行うべきではないかと考える。

- 指定基金を活用した特定重要技術の育成について多様な主体の参加が重要であることに同意する。まず、国立研究開発法人などから参加を広げていくことを検討してはどうか。
- 試行錯誤の上、取り組んでいかなければならぬことについて進めていっている認識。法改正により、指定基金を設置できる主体を研究開発法人などから広げていくことが望ましい。
- 今後の発展性、実効性を考えると、中小企業やスタートアップが参加できるのかが、非常に重要な課題だと思う。この点についてこれまで運用してきた中で、どのような課題がありどのような工夫をしているのか。また、諸外国におけるこうした分野の研究開発や技術育成の現状、特にスタートアップや中小企業の役割やこれらに対する政府の対応について、是非整理して次につなげていただきたい。また、情報を整理した上で各関係機関とシェアし、必要な措置については、どんどん具体的な対応を執っていくことをお願いしたい。
- 産業界において特定の目的の下に、R&Dを早急に進めたい場合には上流の研究開発、下流の研究開発、物流と、いろんなプレーヤーが必要になってくるため、おそらくジョイントベンチャーというような形を探ると思う。同じようなことが国の安全保障の問題に適用できるか分からないが、例えばAIについてGeminiやChatGPTに負けないようなエンジンを作るのは、今の時点では遅すぎてナンセンスであり、目的を明確にして既存

の最新AIエンジンをカスタマイズして、日本がそこで勝てるようにするかが大事だと思う。例えば量子セキュリティについて、どこを研究開発するのか、半導体について、どの工程、どういう素子を研究対象とするのかは、今後絞られていき、その時に必要なプレーヤーは、それぞれ変わってくると思う。指定基金は非常に規模が大きいから、スタートアップや中小にはなじまないとの説明があったが、海外に比べれば非常に限られた予算であり、その中で研究開発の目的と技術を吟味し、例えばJAXAであったらJAXAのように必要な法人を巻き込んでいくという話になると思う。法律上それができるようのこと自体は大事ではあるが、どこで日本が勝てるのかという観点も常に気にしていただきたいと思う。

<事務局からの回答>

- ファンディングエージェンシーを広げるのは適切であるが、限られた資源が広く薄くなってしまうのではないかという御指摘と理解。御発言のとおり、経済安全保障上重要な技術を絞り込んで支援していくという方針は変わらないが、技術を絞り込んで支援する際に、その技術が得意な団体が別にあった時に、その団体が設置する基金をきちんと指定基金として指定できるように、ファンディングエージェンシーを広げていくということはあり得ると思う。一方で、支援の対象となる技術は、経済安全保障重要技術育成プログラムのプログラム会議の中で、対象技術の選定も実施しており、両方の面でやっていきたい。
- 今回の指定基金制度の在り方という議論とは別のものとして、高市政権が進める17の重点投資分野は、技術シーズに注目したものではないのかというコメントをいただいたところ、17の分野が選ばれている根拠は必ずしも経済安全保障の観点だけではなく、そういう意味では選ぶ観点も我々とは異なっているところはあろうと思う。一方で、必ずしも技術シーズに特化した選び方をされているとは認識しておらず、この17分野については、しっかりと投資を広げて、成長を促していく適切な分野を、技術シーズに関わらず選ばれていると思う。
- K Programにおいて、中小企業やスタートアップが参加していけるようにすべきではないかという御意見について、我々としても同じ意見。現在も中小企業やスタートアップが参加しているが、割合としては低い。それはこのK Programの特徴として、比較的1件当たりの金額が大きいといった側面があると思う。法律改正の論点とは別であるが、次にK Programに類する事業を行う際には、こういったものも踏まえていきたい。諸外国の状況については、次の機会に整理したいと思う。
- シンクタンクに関する議題において、アメリカでは基礎研究から派生した実用的な

成果がデュアルユース領域に至る段階で、研究プロジェクトの一部をクラシファイドに移行する運用が一般的であり、したがって、K Programの協議会においても、今後機微情報の扱いを工夫してほしいという御指摘を頂いた。同様にシンクタンクの議題のところでセキュリティ・クリアランスや機微情報の扱い方についても御意見を頂いたところ、特定重要技術の研究開発の推進に向けては、まず担い手を増やしていく必要があると思う。経済安全保障上重要な技術に携わる者を増やしてきたいと思っており、そういういった者が広がっていく一助にもなるように、仕組みを考えていきたい。あわせて、先ほど各委員から御発言があったとおり、今後重要な技術の開発推進においては、クラシファイドという分野にも接続するような今後の道筋が、今後、我々の課題になるのではないかと思っている。

- いろいろな研究フェーズがあって、時にはコンソーシアムで上流から下流まで対象とする必要がある、若しくはAIのようにどの部分を今攻めるべきかというのをきちんと見極めた上で、研究開発の内容を決めていくべきという御指摘はそのとおりだと思う。その点、研究テーマが決まった時に、適切な人を巻き込むことは重要であり、研究開発する技術テーマが決まった時に、適切な選択ができるようにしておけるよう検討したい。

以上